回答書

プロポーザル案件「プラスチック中間処理業務委託」公募要項等に対する質問がありましたので、以下のとおり回答します。

Q1	業務件名が以前の「プラスチックごみ資源化業務委託」から「プラスチック中間処理業務委託」に変更となっています。SDGs・サーキュラーエコノミーの観点からすると後退しているような印象も受けますが、変更の意図はどのようなところにありますか。
A1	本プロポーザルでは、区内より排出されたプラスチック製容器包装及びすべて素材がプラスチックでできている30cm未満のプラスチック製品（製品プラスチック）について、プラスチック資源循環促進法第３２条に基づく指定法人ルートを活用した資源化を実施していくために必要となる中間処理業務が受注できる事業者を選定することです。そこで、今回の契約件名は、委託業務の範囲を明確化することを目的として設定しています。 一方で、現契約名決定当時は、プラスチック製容器包装は容器包装リサイクル法により資源化し、製品プラスチックは区独自処理において資源化していたこともあり、委託業務の範囲に一部資源化を含んでいたこともあり当初件名は「プラスチックごみ資源化業務委託」としていた次第です。

Q2	履行期間が１年間の単年度契約と記載されていますが、今回のプロポーザルは本期間のみ適用となりますか。記載されている履行期間後に再度プロポーザルを実施されますか。
A2	お見込みのとおり本プロポーザルは、当該期間の単年度契約です。 ただし、委託事務審査委員会での審査を経て再度委託が「可」と決定された場合は、次年度（最大で翌々年度）も年度単位での契約が可能となります。

Q3	公募要項５（３）審査項目オにある「有事における代替手段の確保」とは、どのような事態を想定していますか。
A3	第１次審査基準の評価項目５（１）の「有事における代替手段の確保」評価基準ケを参照ください。中間処理施設や当該施設内の設備で火災が発生したといった事態を想定しています。

Q4	公募要項７（８）にある東京都北区公契約条例を遵守することとありますが、公契約条例に基づく労働報酬下限額の確定は年度のかなり遅い時期になること、上昇率についても推定しづらい状況です。また、提示額は、初年度と３年目（委託事務審査委員会で２回継続可となった場合）では、かなりの差が生まれるものと想定されます。そこで、委託金額については、毎年協議することが可能と見てよろしいでしょうか。
A4	お見込みのとおり。

Q5	第１次審査基準の評価項目２にある積替え場所とは、どのような場所を想定していますか。
A5	現行想定している運用では、積替え場所を設ける予定はありません。

Q6	金額総括表（様式５－２）の項目１から４までの金額（円）の記載は、項目ごとに消費税を含む金額を記載すればいいですか。
A6	お見込みのとおり。

※同主旨の質問はまとめた形で回答しています。